

一般社団法人日本病院薬剤師会  
病院薬剤師研究助成等基金寄付金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は一般社団法人日本病院薬剤師会（以下「本会」という）が受領する病院薬剤師研究助成等基金の寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ①一般寄付金 使途が特定されていない寄付金
- ②特別寄付金 使途があらかじめ特定された寄付金  
(学術研究活動に係る費用の支援、教育活動に係る費用の支援、  
薬剤師キャリアパスの運営費用に係る支援、業務改善・学会発表  
等に功績のあった者の表彰に係る費用の支援)

なお、上記以外については理事会にて協議する。

(受入基準)

第3条 本会は、寄付金が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、その寄付金を受け入れることができないものとする。

- (1) 寄付金の受け入れにおいて、次に掲げる条件等が附されているとき
  - イ 寄付者に寄付の対価として何らかの利益または便宜を供与すること
  - ロ 寄付者が寄付の経理について監査を行うこと
  - ハ 寄付後に寄付者が寄付の全部または一部を取り消すことができること
  - ニ その他会長が本会の運営上支障があると認める条件
- (2) 寄付金を受け入れることにより、本会の不都合が生じると認められるとき、  
その他寄付金が定款第3条に定める目的の達成に資するものでないと判断  
されるとき

2 この規程における寄付金は、金銭のみとする。

(受入手続き)

第4条 寄付金を本会に寄付しようとする者は、様式1による書面で寄付金の申し込みを行う。

- 2 本会は、前項により寄付金の申込を受理したときは、会長又はその委任を受けた者により第3条の基準に該当しないことを確認のうえ受入れの可否を決定し、理事会へ報告する。
- 3 寄付金の受け入れが決定したときは、寄付者に対しその旨を通知する。

(受領書等の送付)

第5条 一般寄付金、特別寄付金を受領したときは、礼状、受領書を寄付者に送付するものとする。

- 2 前項の受領書には、本会の事業に関連する寄付金である旨、寄付金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(寄付金に係る結果の報告)

第6条 本会は、寄付者の求めに応じて寄付金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄付者に交付するものとする。ただし、本会ホームページ上でその報告書の公開をもってこれに代えることができるものとする。

- 2 本会は、寄付者の求めに応じて当該寄付金の収支に係る計算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄付者に交付するものとする。ただし、本会ホームページ上の公開をもってこれに代えることができるものとする。

(その他)

第7条 本規程に定めるもののほか、寄付金の取扱いに関して必要な事項は会長が別に定めることができる。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和6年3月1日から施行する。

様式1 (寄付金申込書)

